

函館市ウェブページリニューアル・運用等業務
仕様書

令和 5 年 4 月

函館市

目次

1	事業概要.....	3
2	契約期間・スケジュール.....	4
3	システム要件.....	5
4	構築要件.....	6
5	データ移行.....	8
6	稼働テスト.....	9
7	職員支援.....	9
8	運用等.....	9
9	特記事項.....	11

1 事業概要

(1) 委託業務名

函館市ウェブページリニューアル・運用等業務委託

(2) 目的

市公式ウェブページは、市民にとって行政情報の入口としての役割を担い、その閲覧数は年々増加傾向となっており、今後ますます重要となると考えられるが、平成26年のリニューアル以降、コンテンツ数が増加したことに伴い、トップページに情報が乱立するなど、閲覧者が目的の情報に素早くたどり着くのが困難なレイアウトになっていることや、災害時などアクセスが集中した際、ページ閲覧に遅延が発生する等の課題が生じている。

これらの課題に対応し、すべての閲覧者が「迷わず、簡単に探している情報へたどりつける使いやすいウェブページ」とすることを目指し、全面リニューアルを行う。

(3) 基本方針

① 目的の情報に即座にたどり着くことができるサイト構成・デザイン

迷わず、簡単に探している情報へたどりつけるサイトを構築し、目的とするコンテンツに、3～5クリック程度でたどり着くことができる階層構成とすること。

② ウェブアクセシビリティの向上

JISX8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器・ソフトウェアおよびサービス—第3部：ウェブコンテンツ」（以下、「JISX8341-3:2016」という。）に配慮し、「高齢者」「障がい者」「行政の仕組み・制度への理解が低い人」等、誰もが即座に必要な情報にアクセスできること。

③ 災害発生等の緊急時対応

災害発生などの緊急時にも迅速に情報を提供できること。（webサーバへの負荷軽減を考慮した簡素化された表示形式への切り替えが簡単に行えること。）

④ マルチデバイスへの対応

パソコン、スマートフォン、タブレットの情報端末に対応し、表示内容が適切な状態に自動的に変化するページを作成できること。また、スマートフォンを中心とするモバイル端末で見やすく操作しやすくすること。

⑤ 市の魅力発信

地域の特性を活かしたデザインやコンテンツを効果的に発信できるようにし、市内外の閲覧者に魅了する発信ができること。

⑥ 作業効率の向上

職員が専門知識を必要とせずに、リンク切れ等のアクセシビリティに配慮したページを

編集可能なCMSを導入すること。

⑦ **拡張性の確保及び柔軟性の高い運用等対応**

運用開始後にCMSの機能向上やウェブページの構造、デザイン変更に対応し、将来的なシステムの拡張性を考慮すること。

(4) 業務概要

本業務では、基本方針に基づきCMSの導入・構築やサイト構成の検討、デザイン作成、職員のCMS操作研修、情報発信における総合的なコンサルティングといったシステム更新にかかる全般的な作業を行うこと。項目は次のとおりである。

- ① 現行ウェブページの調査・分析と問題点の抽出
- ② システム動作環境構築・設定等
- ③ CMSの導入・設定等
- ④ ウェブページ運用設計・構築・デザイン制作
- ⑤ データ移行
- ⑥ ウェブアクセシビリティ対応
- ⑦ 操作マニュアルの作成
- ⑧ 操作研修
- ⑨ 運用サポート・システム保守

(5) 対象ウェブページ

- ① 本業務の対象は下記ドメインに含まれるウェブページとする。

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/>

再構築後も現在と同じものを使用すること。

(6) 現行ウェブページの状況

① **現在のウェブページ規模**

- ・ HTML ファイル 約15,000ページ
- ・ ウェブページアクセス数
 - トップページ平均月間ページビュー数 約 178,500件 (令和4年度)
 - サイト全体平均月間ページビュー数 約1,409,000件 (令和4年度)
 - サイト全体1日最大ページビュー数 (過去5年間) 約 192,000件

2 契約期間・スケジュール

(1) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

(2) リニューアルサイト公開日

公開予定日は、令和6年1月29日（月）とする。時間は協議のうえ決定する。

(3) スケジュール

職員のシステムへの習熟を図るよう、データ移行・研修プログラムのスケジュールを含め、最適な方法を提案すること。

構築に関しては、契約後おおむね5か月程度を想定することとし、令和5年7月からリニューアルに向けた業務を開始する。令和6年1月29日にホームページを公開することを前提とした週単位のスケジュール表を作成し提示すること。

なお、詳細は本市と受託者が別途協議して決定する。ただし、公開予定日に合わせたスケジュール管理を行うこと。

3 システム要件

(1) 再構築後の条件

① CMS利用者数

CMSのユーザは、次のユーザ数を想定する。また、CMSの同時ログインユーザ数が250に達する場合でも作業が滞ることのないよう、良好なレスポンスを実現すること。

- ・ 管理者 約 5 ユーザ
- ・ 承認者 約 250 ユーザ
- ・ 作成者 約 250 ユーザ

② 庁内端末環境

- ・ OS Windows10 Enterprise LTSC 以上
- ・ 想定ブラウザ Microsoft edge, Google Chrome, Safari, Firefox の最新バージョン

(2) サーバ要件

- ① Web公開用サーバ、庁内CMSサーバはそれぞれ1台以上用意し、2台以上の体制とすること。
- ② Web公開用サーバは、24時間365日の運用とする。
- ③ 庁内CMSサーバは、24時間365日の運用を基本とした体制を整え、システムメンテナンスなどで計画停止をする場合は事前に本市へ連絡を行い、本市と協議のうえ適切に対応すること。
- ④ サーバのスペックについて、アクセス件数、ソフトウェア、リニューアル後のコンテンツ容量の予測等を勘案し、構築すること。また、運用期間中にコンテンツ数・アクセス数が増加しても、別途費用が発生しないこと。
- ⑤ 更新したコンテンツは、庁内CMSサーバからWeb公開用サーバにhtmlファイル

などを随時アップロードされる仕組みとする。庁内CMSサーバからWeb公開用サーバへのデータ転送は暗号化する等セキュリティに配慮すること。

(2) ネットワーク要件

- ① 庁内CMSサーバとWeb公開用サーバは庁舎外の国内データセンターに構築し、機器、ネットワーク回線等の維持管理等一切を受託者が行うこと。
- ② 庁内ネットワークの端末から庁内CMSサーバにインターネット経由でアクセスし、コンテンツを作成・更新する。その間の通信は暗号化通信等セキュリティを確保すること。
- ③ 災害時等緊急の場合を除き、基本的に庁内CMSサーバへのアクセスについては、特定のグローバルIPアドレスのみを許可する等、第三者からのウェブページの改ざん等を防止し、安全性に考慮して運用できること。

(4) セキュリティ要件

- ① サイト内の全ページにおいて常時SSL暗号化通信に対応すること。SSLの更新手続きについては、受託者が責任を持って行うこと。（取得したSSL証明書は、本市の求めに応じて本市が指定する提供先へ提供可能であること。）
- ② 構築にあたっては、十分なセキュリティ対策を講じること。また、情報漏えい対策が十分に講じられていること。
- ③ ソフトウェアは、セキュリティホール等に対する最新の対策を行ったうえで導入すること。
- ④ 契約期間中は、セキュリティ問題への対応および機能改善を行うこと。

(5) CMSの導入・設定等

- ① CMSは、本市と同等程度またはそれ以上の人口規模の地方公共団体において稼働実績をもつパッケージソフトであること。また、開発ベンダーによるサポートが確立された製品であること。
- ② CMSに求める機能は、別紙3「CMS機能要件一覧」のとおりとする。
- ③ CMSを利用するために必要な一切の作業（ユーザ、組織情報、カテゴリ設定、テンプレート構築・設定など）を行うこと。

4 構築要件

(1) ウェブページ運用設計・構築

- ① 現行ウェブページの問題点、改善点、不足点等を洗い出し、それらの内容を分析・整理したうえで、サイトの基本全体構成、掲載項目、分野やカテゴリ等を作成すること。詳細は、受託者決定後、打ち合わせうえ決定することとする。
- ② 分析・整理の結果、コンテンツの管理および閲覧者の利便性に配慮した構成の作成およびシステム設定を行うこと。

- ③ 閲覧者のアクセシビリティ、ユーザビリティを考慮し、標準化・統一化されたデザインとすること。詳細は、受託者決定後、打ち合わせのうえ決定することとする。また、アクセシビリティ、ユーザビリティ確保のためのルール策定支援を行うこと。
- ④ 災害時にスムーズな情報提供を可能にするため、災害時用トップページを作成すること。
- ⑤ 閲覧者にとって見やすくわかりやすいイベントカレンダーを構築すること。

(1) デザイン制作

次のページについて、最適と考えるデザインを作成すること。詳細は、受託者決定後、複数案提示し、打ち合わせのうえ決定することとする。

① 入り口ページ

次に示す、トップページ、特別ページへ遷移することができる入り口ページを作成すること。

キーワードによる情報検索方法をベースとし、「函館らしさ」が伝わるデザインとするほか、次に示す点を踏まえ作成すること。

- ・ 函館市らしい魅力の伝わるデザインとすること。
- ・ キーワードによる情報検索方法をベースとすること。
- ・ その時に注目されているワードから個別ページに遷移できるリンクを設置できると。

※ 注目ワードは、自動または手動で容易に変更を行うことができること。

② トップページ

次に示す点を踏まえ作成すること。

- ・ 情報が整理され、閲覧者が情報を探しやすいデザインとすること。
- ・ ある程度のHTMLなどの知識があるサイト管理者であれば、デザインの軽微な変更を容易に行うことが可能であること。
- ・ バナーを使用する場合は、そのデザインを含め作成すること。

③ 特別ページ

特にデザインの独自性が求められるコンテンツに関しては、トップページとは異なるデザインを作成すること。該当するコンテンツは次を想定する。

- ・ 移住定住ページ
- ・ ふるさと納税ページ
- ・ 観光ページ

その他、デザインの独自性が求められると思われるコンテンツがあれば提案すること。

④ 下層ページ

作成したトップページに合わせて、分野ページ、カテゴリページ、その他サイト構成上

必要なページをデザインすること。

⑤ 個別ページ

トップページのデザインにあわせたテンプレート，スタイルデザインを次に示す点を踏まえ作成すること。

- ・ サイト共通部分のデザイン修正が，全体に反映できること。
- ・ 必要なテンプレートは新規に作成すること。
- ・ ある程度のHTMLなどの知識があるサイト管理者であれば，テンプレートの変更や新規作成・追加が可能であること。
- ・ 各ページには，タイトル情報，グローバルナビゲーション，ローカルナビゲーション（階層リンク），パンくずリスト，各課の連絡先などを必ず配置できること。
- ・ A4縦型でウェブページ画像をプリントした際に，横幅で文字や画像が切れることがないようにすること。

5 データ移行

(1) 移行対象

約15,000ページを想定しており，1(6)で示すコンテンツを受託者が移行すること。なお，移行対象データの提供は行わない。受託者による現公開サイトからの移行データ取得を想定している。

また，データ移行にかかる追加費用は生じさせないものとする。

(2) 移行計画

スケジュール，本市および受託者の役割分担，完了時の検証方法など，全体的なルールを記したデータ移行計画書を作成すること。

(3) 移行管理表の作成

移行する全ページを対象として，新しく掲載するカテゴリや所管する所属情報などの属性情報を記した移行管理表（Excel形式の一覧）を作成すること。

(4) 移行の実施

- ① データの移行は，前述の「移行管理表」に基づき移行すること。また，添付されている画像・文書ファイルなどもあわせて移行すること。
- ② 移行後のデータは，職員がCMSを用いて修正，公開，削除が行える状態にすること。
- ③ 移行期間中に発生した差分についても，確実に移行するよう支援すること。

(5) 移行後の検証

- ① ウェブアクセシビリティ基盤委員会の示す「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づく試験を実施し，適用する達成基準の要件を満たすことを確認し，試験の実施で指摘のあった事項について，修正対応を行うこと。

- ② 各ブラウザで適切に表示されるかどうかを確認すること。
- ③ 本市の検証において問題が発覚した場合は、受託者にて修正対応を行うこと。

(6) 移行後のサイトへの誘導

移行前のページの URL にアクセスがあった場合、移行後のサイトに誘導すること。

6 稼働テスト

導入されたシステムが業務で使用できるかどうかを検証するため、本番環境下で総合試験を実施すること。なお、総合試験内容などについては本市と協議のうえ、決定する。

7 職員支援

(1) 操作マニュアルの作成

- ① システム操作マニュアルを作成し、管理者が修正できる形式（Word, Excel, PowerPoint）の電子データで納品すること。
- ② 作成したマニュアルは、システムから常時閲覧できる状態にすること。
- ③ イラストや画面コピー等を用いて分かりやすく作成すること。
- ④ 業務に不慣れなものでも理解できるよう、平易な用語を用いること。

(2) 作成者向け研修

実際にCMSを操作しながら学習する形式の研修会を実施すること。システムの説明、ページ作成方法、ページ作成から公開までの流れ、ウェブアクセシビリティ確保・向上を図るための内容を含めること。実施時期・方法については、協議のうえ決定する。なお、経費は保守費用に含むこと。

対象人数約100人、2時間×2回 1回あたり最大50人程度を想定。

(3) 管理者向け研修

管理者向けの基礎説明を行うこと。

対象人数約4人、半日×1回程度を想定。

(4) 研修用資料

研修会用マニュアルおよび研修会に必要な資料の作成を行い、電子データにて納品すること。

(5) 研修環境

研修会場やプロジェクター、スクリーン、研修用のパソコン、インターネット接続環境等は本市が準備する。

8 運用サポート・システム保守

リニューアル後、ウェブページの運用サポート・システム保守を行うこと。

(1) バックアップ

- ・ システムに障害が発生した場合のために、必要なバックアップを行うこと。
- ・ バックアップ媒体からのリカバリ方法を、あらかじめ決定しておくこと。
- ・ 不要なバックアップ媒体を破棄する場合は、データが媒体に残留しないようにすること。

(2) システム監視

システムに障害が発生した場合、迅速に検知するためにシステム監視を行うこと。具体的な監視項目は次の内容を想定している。

- ・ ネットワーク稼働監視
- ・ ネットワーク負荷状況（トラフィック）
- ・ サーバの稼働監視
- ・ プロセス監視（OS系、アプリケーション系）
- ・ ログ監視
- ・ サーバの負荷監視（CPU、メモリ、ディスク）

(3) 障害対応

システム障害が発生した際に障害の原因究明を行い、障害対応を行うこと。何らかの原因によりサービスが停止する場合には、直ちに復旧または代替手段を用意し、サービスの利用に支障がないようにすること。

- ・ 障害に対して、予防、発生時の迅速な処理手順や再発防止のための方策などについて障害管理計画を作成し、安定的な稼働管理を行うこと。
- ・ 障害が発生した場合は、本市に迅速に連絡するとともに、直ちに状況の把握を行い、障害箇所の特定、影響範囲の調査、即時対応、現状復帰すること。また、本市が障害を発見した場合、電話やメールによる問い合わせに対応すること。
- ・ 稼働診断、定期点検等により、障害の予防を行うこと。
- ・ 障害対応履歴の集積・分析、障害原因の分析により再発防止を行うこと。

(4) 脆弱性対策

サーバソフトウェアの脆弱性情報を継続的に入手し、脆弱性への対応を行うこと。

(5) バージョンアップ対応

システムの機能追加、機能改善、不具合修正を継続的に行い、バージョンアップの対応を行うこと。

(6) 問い合わせ対応

緊急性が高いものを除き、函館市の休日を定める条例に定める休日を除く午前8時45分から午後5時30分まで、CMSの操作方法、運用上の質疑などの管理者からの問い合わせに対して対応すること。

9 特記事項

(1) 貸与品

- ① 受託者が機器の設定等に必要な資料等は、本市がその都度貸与する。
- ② 貸与品の管理保管は、不測の事態が生じないように適正に管理しなければならない。

(2) 機密保護

受託者は、業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

(3) 再委託

- ① 本業務の委託契約部分に係る業務の全部または一部の処理を第三者に委託する場合、あらかじめ書面による再委託に係る本市の承認を得ること。
- ② 受託者は、再委託先の行為について、全責任を負うこと。

(4) 引き渡し後の不適合

本業務に係る成果品の引渡し後1年間以内に発見された不適合については、受託者がその不適合を受託者の負担により補修しなければならない。

(5) 権利の帰属

- ① 本業務に関する一切の著作権は本市に属するものとする。ただし、オペレーティングシステム・ミドルウェア・CMS等のパッケージは含まない。
- ② 受託者は本市に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- ③ ウェブページに掲載されている情報を他媒体（SNSや紙媒体など）にも使用する権利は、市に帰属する。
- ④ 本業務の成果品に受託者が本業務受託以前から保有する知的財産権が含まれていた場合は、その権利は受託者に保留されるが、本市は、本業務の成果品を利用する場合は、これを無償で利用できるものとする。
- ⑤ 本業務の成果品等に、受託者以外の第三者の保有する知的財産権が含まれる場合は、受託者の責任において本市が使用できるようにすること。なお、第三者からの成果品に関し権利侵害に関する訴えが提起された場合は、受託者の責任と費用負担により解決するものとする。

(6) 仕様書の疑義・定めのない事項

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は本市と協議を行うこと。

(7) 受託者の発案

本仕様書に記載の事項について、その目的および効果に関して優れた代替方法等を発案したときは、その発案に基づき、本市と受託者により協議のうえ、仕様を変更することができる。